

回 答 書

大和市コミュニティセンター10 会館 LED 照明設備等賃貸借に係るプロポーザルについて寄せられた質問に、次のとおり回答します。

番 号	質 問 内 容	回 答
6	【質問 1】 1. 質問回答にて、下記記載がありますが、照明交換の考え方として、基本的にはバイパス工法にて LED ランプへの交換を行い、非常灯等バイパス工法不可の場合やその他理由がある場合は器具交換も可能という考え方ででしょうか。それともバイパス工法+ランプ交換か、照明器具を交換する方法かは事業者側で最適を検討しご提案を行うという考え方でよろしいでしょうか。 「2.業務内容 (1) 概要「ウ LED 照明への 更新は、(バイパス工法) (照明器具を交換する方法) で行う。」と記載のとおり、 バイパス工法で行うものとします。」 2. バイパス工法を優先する場合、LED の球交換や内部を改造して直管型 LED ランプを付けることは補助金の対象外になりませんかでしょうか。 【質問 2】 業務説明書 2. 業務内容 (1) 概要 オ アスベストについては、成形板と同レベルの低レベルの含有 とありますがレベル 3 の認識でよろしいでしょうか。また、アスベスト調査報告書の開示は可能でしょうか。	【質問 1】 1. 原則、バイパス工法にて LED ランプへの交換を行い、非常灯等バイパス工法不可の場合やその他理由がある場合は、器具交換を可能とします。 2. LED の玉交換や内部を改造して直管型 LED ランプを付けることは補助金の対象になります。また、国の定める「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」の実施要領を確認してください。 【質問 2】 レベル 3 の認識で結構です。 アスベスト調査報告書はありません。 (令和 7 年 4 月 3 0 日回答)
5	■提出書類様式 (Excel ファイル: 146.8KB)について ①リース料(補助金控除前)と②補助対象事業費の欄がありますが、②の補助金対象事業費は具体的には今回改修の何が補助金対象、対象外かご教示お願い致します。 (例)	■提出書類様式 (Excel ファイル: 146.8KB)について 国の定める「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」の実施要領「別表第 1」を確認してください。

	補助金対象：LED 照明へ改修する材料費、労務費など 補助金対象外：既存の配線及び配線器具、天井や壁面の補修費、電力会社への申請手数料	(令和7年4月24日回答)
4	【質問1】 電気主任技術者には電気工作物の安全確保のため、電気工作物の取り扱い作業、維持、運用に関する保安の監督を行うことを想定しているとのことですが、今回指定の第三種以上（電験3種）はほとんどの高圧以上の設備を保安監督ができる資格となります。LED 工事で電験3種を求められることはほとんどないかと思いますが本件で第三種以上が必要な理由を教えてくださいませんか。 【質問2】 2. 業務内容 (1) 概要 ウ LED 照明への更新は、(バイパス工法) (照明器具を交換する手法) で行う。について、バイパス工法の場合の直管 LED ランプは、(5) 設備仕様 ア で指定された「電気用品安全法に適合した規格の機器」でないと思われます。電気用品安全法に適合した規格の機器を選定する＝バイパス工事ではなく照明器具を交換する手法で工事を行う、の理解でよろしいでしょうか。 【質問3】 照明器具の交換対象について 各施設における屋内の照明器具につきましては、非常灯や誘導灯もございいますが非常灯は交換対象。誘導灯は交換対象外。という認識で宜しいでしょうか。 また、各施設における屋外の照明器具につきましては、施設の外壁等に取り付けされている照明器具や敷地内にて外灯ポール等もあるかと思えます。これらにつきましてはどこまでが交換対象であるのかご教示頂けますでしょうか。	【質問1】 大規模で古い建築物の改修であるため十分な配慮が必要と考えており、そのような中で現場の調整や管理を行い、総合的な立場で判断できる方が必要と考えているためです。 【質問2】 2. 業務内容 (1) 概要「ウ LED 照明への更新は、(バイパス工法) (照明器具を交換する方法) で行う。」と記載のとおり、バイパス工法で行うものとします。 なお、(5) 設備仕様「ア 電気用品安全法に適合した規格の機器であること。」の部分を削除し、業務説明書を変更しました。 【質問3】 屋内の照明器具については、非常灯は交換対象、誘導灯は交換対象外となります。 屋外の照明器具については、敷地内に設置されている照明器具は全て交換対象となります。 (令和7年4月23日回答)
3	<質問事項①> 照明器具の選定について 業務説明書に記載されている、※抜粋①の交付金を使用するとなると、 導入する LED は※抜粋②の要件を満たす必要があり調光機能を有する照明器具の選定が必要ですが、対象施	<質問事項①> 照明器具の選定について そのとおりです。

設 10 会館ともに地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設のため、今回は調光機能を有する照明器具の選定は不要の認識で合いますでしょうか。 ※抜粋① 2. 業務内容 (1) 概要 ア 本事業は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」に「重点対策加速化事業」の交付対象事業として定める「高効率照明機器」に関する交付要件に基づき交付される交付金(以下、「交付金」という。)を活用して実施する。 ※抜粋② 【高効率照明機器：c 及び d を満たすこと】 c 調光制御機能を有する LED に限る。(ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない) d 以下の固有エネルギー消費効率 (lm/W) の基準値を満たすこと。 光源色が昼光色・昼白色・白色：100 以上 光源色が温白色・電球色：50 以上 <質問事項②>照明器具のアース接続について 改修する照明器具にアース接続は必要でしょうか。既存器具にアース接続がない場合はそれに合わせてもよろしいでしょうか。 <質問事項⑤>LED 資材の納品先について LED 資材は現地（各コミュニティセンター）納品可能でしょうか。 また、資材を置くスペースは確保可能でしょうか。 <質問事項⑥>廃棄物について 現地（各コミュニティセンター）に廃棄物を置いておくスペースはありますでしょうか。産廃回収日まで現地保管可能でしょうか。 また、産廃回収車の駐車スペースはありますでしょうか。	<質問事項②>照明器具のアース接続について 既設器具の状況（アース線の有無）によりアース接続の判断をしてください。 また、関連法規（電気設備の技術基準の解釈）をご確認ください。 <質問事項⑤>LED 資材の納品先について 現地納品は不可とします。 資材を置くスペースはありません。 <質問事項⑥>廃棄物について 廃棄物を置くスペースはありません。 産業廃棄物回収日まで現地保管は不可とします。 産廃回収車の駐車スペースはありません。
--	--

		(令和7年4月22日回答)
2	■プロポーザル実施要領 7. 資格要件(12) 「本業務を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。① 電気主任技術者（第三種以上・アスベスト対策有資格者）」と記載がありますが、電気主任技術者についてはどのような役割を想定しておりますでしょうか。 また、アスベスト対策有資格者は複数の資格があるかと存じます。どの資格が必要となりますでしょうか。 ■業務説明書 (3) 設置作業 「イ 作業は、原則、大和市コミュニティセンターの休館日である月曜日に行なうものとする。」と記載がございますが、作業可能時間帯（深夜等）をご教示頂けますでしょうか。また、現場調査も可と認識しておりますが休館日（月）も調査可能でしょうか。時間帯及び日程の指定はありますでしょうか。	■プロポーザル実施要領 7. 資格要件(12) 電気主任技術者には電気工作物の安全確保のため、電気工作物の取り扱い作業、維持、運用に関する保安の監督を行うことを想定しています。 実施要領 11 (1) ②11「アスベストの含有があるという前提」となっていることから、業務説明書 3 (1) エに記載のとおり、「関係法令等を遵守」に基づき、大気汚染防止法に定められた石綿含有建材調査者（一般または特定）、石綿作業主任者の資格が必要となります。 ■業務説明書 (3) 設置作業 作業可能時間は、原則、8 時 30 分から 17 時 15 分となります。この時間以外の作業については、市と協議の上、調整を行うものとします。 提案書提出前の現場調査は、休館日である月曜日でも可能です。現場調査を希望する場合は、日時を事前に市に報告の上、調整を行うものとします。 なお、月曜日以外の開館日に現場調査を行う場合は、会館利用者等の施設利用に影響のない範囲で実施いただきます。 (令和7年4月16日回答)
1	【プロポーザル実施要領】 ■7. 資格要件について リース会社と工事元請会社での共同提案をする場合、工事元請会社の委託会社等は構成員に含まれないという認識でよろしいでしょうか。 ※別紙①：「複数企業の共同提案について（資格要件に	【プロポーザル実施要領】 ■7. 資格要件について そのとおりです。

関する構成員の定義)」をご参照ください。 【業務説明書】 ■2. 業務内容 (1) 概要について 「ウ LED 照明への更新は、(バイパス工法)(照明器具を交換する手法)で行う。」と記載がありますが、2. 業務内容(5) 設備仕様においては「ウ 既存の機器を改造して使用しないこと。」と記載がございます。これらを整理するとバイパス工法は不可ということになるかと思いますが、どのような認識をすればよろしいでしょうか。 ■2. 業務内容 (3) 設置作業について 「エ 非常用照明器具の交換を行う場合は、所轄の官公庁との協議及び届出手続を行う。また、この場合、非常用照明器具の蓄電池についても、原則、保守・維持管理の対象とする。」と記載がありますが、誘導灯のことを指されている認識でよろしいでしょうか。 ■2. 業務内容 (5) 設備仕様について 「オ 導入する LED 照明設備は、以下の固有エネルギー消費効率(1m/W)の基準値を満たすこと。①光源色が昼光色・昼白色・白色:100 以上 ②光源色が温白色・電球色:50 以上」と記載がありますが、光源色については既存の照明と合わせる形でよろしいでしょうか。	【業務説明書】 ■2. 業務内容 (1) 概要について (1) 概要「ウ LED 照明への更新は、(バイパス工法)(照明器具を交換する方法)で行う。」と記載のとおり、バイパス工法で行うものとします。 なお、(5) 設備仕様「ウ 既存の機器を改造して使用しないこと。」の部分を削除し、業務説明書を変更しました。 ■2. 業務内容 (3) 設置作業について 誘導灯ではなく、非常時に点灯する照明器具(非常灯)のことを指しています。 なお、(3) 設置作業「エ 所轄の官公庁との協議及び届出手続きを行う。」の部分を削除し、業務説明書を変更しました。 ■2. 業務内容 (5) 設備仕様について 原則、光源色は既存の照明と合わせることとします。 (令和7年4月16日回答)
---	--